

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：多古町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.33%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.13%
全職員	72.57%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	92.52%
本庁課長補佐相当職	105.22%
本庁係長相当職	103.68%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	88.73%
26～30年	93.26%
21～25年	91.34%
16～20年	77.72%
11～15年	94.57%
6～10年	101.98%
1～5年	84.2%

【説明欄】

▼病院事業職員については、他の職種と比較して給与水準の差が大きく、全体値の算出に影響があるため上記対象から除く。

▼役職段階別差異及び勤続年数別差異について、本町では「本庁部局長・次長相当職」の職員、「36年以上」の男性職員がいないため、『—』と記載する。

▼全体の差異について、扶養手当や住居手当について世帯主となっている男性に支給することが多いことと女性の育児休暇取得期間による給与額の調整により差異が出ている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。